

偉人名言集

孫子の格言

善戦者、致人而不致於人

「善く戦う者は、
人に致して人に致されず」

この言葉は、「戦いの上手な者は、相手の作戦に乗らずこちらの作戦に乗せる」という意味です。

ビジネスの世界でも、相手の動きに合わせて臨機応変に対応することはもちろん大切ですが、競争相手に主導権を握られるのと、こちらが主導権をもつのでは、結果に大きな違いが出ることを意味します。主導権を握れば、変化に冷静に対応できることになります。そのためには、目的や戦術が出来上がっていないといけません。

自社の専門分野、得意分野で実力を磨き上げ、ビジネスを展開していくことが大切だと説いています。

TOPICS トピックス 社会保険労務士法人より

HR EXPOに参加しました

7月26日(水)～28日(金)の三日間、国内最大級の総務・人事・経理の商談専門展である「第5回 HR EXPO」に、WEDOFY Immigration Services社と共同出店しました。

「外国人雇用のワンストップ・サービス」をキーワードに、外国人社員の就労ビザの取得から労務管理、社会保険手続、給与計算、国際税務、会社設立、あるいはリロケーションまで、トータルにサービス提供できる体制であることをPRさせていただきました。

弊社ではこれからも幅広いサービスを提供させていただきます。お気軽にお問い合わせください。



毎年恒例の勉強会を開催しました

お客様向け勉強会が開催されました。今年は毎年恒例となっている「社会保険・労働保険の手続」「社会保険・労働保険の給付」に加え、「給与計算の基礎知識」として、給与計算の基本的な仕組みと、毎月の給与計算の進め方について解説を致しました。各セミナーとも多くの方にご参加いただきました。

今後も実務に役立つセミナーを開催予定となっております。是非ご参加ください。





税理士

内藤 克

「私が死んだら全部売って現金で分けなさい」という遺言

遺言はご自分の考えの意思表示ですが、最近書くときにあらかじめ子供たちの意見を聞いてそれを反映させようという方もいらっしゃるようです。

その結果、あまりにも考えすぎて「いっそのこと、『私が死んだら全財産を処分して現金で分けてくれ』って遺言を書きたい」という方も増えてきています。

分割協議が終了して不動産を取得した相続人が、納税資金捻出のため自分の判断でその不動産を売却して納税するのはよくある話ですが、分割が整わないから売却してから分割するというケースもあります。これを換価分割といいます。

以前、弁護士さんから紹介された相続で「話し合いがつかないから遺産分割未了のまま売却して現金化して分けます」と連絡いただいたことがありました。被相続人の名義のままの譲渡はできないのでとりえずAさん名義で相続登記してその不動産を売却したのち代金をA、B等分で分けるという登記になります。この場合の税務申告は、

最初からAとBが1/2ずつ取得したのち譲渡したという申告となります。ただし、遺産分割協議書に「換価分割である旨」を記載しておかないとAが相続したのちに譲渡し、その代金をBに贈与したという扱いになり、相続税と贈与税の両方がかかることになるので注意が必要です。

先のケースのように「譲渡してから分割しよう」というところまで漕ぎ着ければまだ良いのですが、そこまで至らないケースもあります。相続人の一人が譲渡に反対している場合です。このように分割するための前向きな議論ができないことが予想される場合には遺言が必要となってきます。

「私に相続が発生したら、全部売却してみんなで分けてください。株も不動産も何もかも」と宣言したら楽になります。これであれば節税対策として不動産を購入しても分割の時のトラブルは回避できます。現金であれば、その後相続人が自分の好きな不動産を買うのは自由なのですから。



司法書士

西田 誠

不在者財産管理人と失踪宣告

警察庁の統計によると、平成元年から平成28年までの間に出された行方不明届（捜索願）の受理数の合計は246万人あまりだそうです。そのうち、所在が確認されたのは222万人。つまり約24万人が行方不明のまま現在にいたっているということです。

たとえば、相続人のなかに行方不明者がいる場合、遺産分割協議書に調印できない等のさまざまな問題が発生します。その場合の解決策として、この不在者財産管理人制度と失踪宣告制度の2つの制度をどのように選択するのか、吟味する必要があります。

●不在者財産管理人選任

従来住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合、家庭裁判所は申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。このようにして選任された不在者財産管理人は家庭裁判所の権限外許可を得て、不在者に代わって遺産分割、不動産売却等を行うことができます。

●失踪宣告

従来住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）につき、その生死が7年間あきらかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は申立てにより、失踪宣告をすることができます。失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

親族からの申し立てをするときに、失踪宣告は不在となった経緯や不在者と親族との関係次第では、抵抗感がかなりあります。一方、不在者財産管理人は、利害関係人や裁判所と協議をしたり、処分等の許可で出ないケースもあり、不在者財産管理人の管理が長期化することもあり、費用が多くなったりします。

いろいろなケースによって、どちらの制度を利用するのが有益になるかわからない場合がありますので、弁護士や司法書士の専門家に相談するのがよいでしょう。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

「AIやRPAの導入」は「働き方改革」につながるのか

弊社もこの4月より、働き方改革「Work style 2.0」を導入し、自らその効果の検証を進めています。そんな中、気になるのはAIやRPAの存在です。

AIとはアーティフィシャル・インテリジェンス、つまり人工知能のこと。RPAとはロボティック・プロセス・オートメーション、ロボットによる業務自動化のことです。

人工知能の活用やロボットによる業務自動化と聞けば、人材不足や長時間労働が解決できるかもと考えてしまいがちですが、具体的な導入を検討するには、業務内容の精査が必要です。会社にはどのような業務が存在しているのか、それは人間がやるべきことか、AIやRPAは何が出来るのか、そして、何のために導入するのか。それらを明確にしなくては大きな効果が期待できません。

だからと言って手をこまねいていると、時代はどんどん進んでいきます。

人間の仕事をロボットが取って代わる。一昔前なら、これは映画の中の話でしたが、世界が大きく変わるために長い時間は必要ないことは、この数十年の経験でわかったはずで

す。また、今はスマートフォンやネットワーク環境の進化などによって、会社に出勤しない働き方も確立されています。

AIやRPAを導入すれば、書類のチェックや管理など、単純作業を自動化できるというメリットはあります。しかし、これによって労働時間を短くしたり、人材不足が解消されるのは、働き方改革ではありません。

働き方改革の真の意味とは、働き方の“意識改革”です。働き方を見直すことで、人生が豊かになり、会社が発展することが目的。AIやRPAはあくまでも手段、戦術でしかないのです。

また、自動化されることで業務のスピードが劇的に増すことも考えられます。

人間がロボットのスピードに必死でついていくようになるでしょう。自動化や人工知能の導入で楽になるかと思いきや、逆に仕事に追い立てられるなど本末転倒です。

安易に導入するのではなく、人間だからこそできる業務、人間がやるべき業務を明確にし、慎重に、かつ積極的に時代の流れに乗るべきではないでしょうか。



弁護士

森川 紀代

システムエンジニアとしてシステム開発に従事した後、2001年に弁護士登録。第一東京弁護士会所属。森川法律事務所代表。

相続、交通事故（損害賠償請求）、IT分野（企業法務や企業間の紛争処理）を主に取り扱う。

もうひとつの民法改正

今年5月に国会で民法改正の法案が可決され「120年ぶりの大改正」などの言葉がニュースを賑わせました。「民法（債権法）改正」と言われているとおり、改正されたのは、債権、つまり契約関係や損害賠償などの分野です。施行は少し先ですが、経営者や管理部門のかたなど、改正内容に関心をお持ちのかたも多いのではないのでしょうか。

ところで、もう一つの民法改正の検討が進んでいることは、あまり知られていないように感じます。相続分野の改正です。遺言書（自筆遺言）の目録部分は印字でも可とすること（現在は全部自筆する必要があります）や、亡くなったかたの配偶者が遺産分割によって自宅から追い出されることを防ぐための方策などが検討されています。

ただし、その内容はまだ流動的です。相続法改正の審議会が昨年夏に、改正の方向性を示す「中間試案」を出して一般の意見を募集したところ、配偶者の相続分を増やす案に対して反対意見が圧倒的に多かったため、その後の審議は大きく軌道修正されました。

また、昨年暮れに、最高裁判所が、遺産分割に重大な影響を与える判断を示しました。裁判所の従来の考え方だと、兄弟2人で親の遺産の分け方について揉めていても、兄弟は、それぞれ相続預金の2分の1を引き出すことが可能でした。けれども、最高裁判所が考え方を変更した結果、遺産分割の決着がつくまでは、相続人が預金を引き出せなくなったのです。そこで、審議会では、遺産分割前でも預金の一部を生活資金として引き出すための規律が検討されています。

相続は誰でもいつかは経験するため、相続法の改正が、皆さんの生活に直接影響を与えることになるかもしれません。

現在は「追加試案」が出された段階ですので、改正法が成立するにはもう少し時間がかかりそうです。私は、所属する学会の中で、審議会に提出する意見書の取りまとめを行っており、昨年に続いて今年も、意見書作成に追われる夏となりました。

■ 新入社員紹介

橋本 かほる (社労士法人)

① 入社のきっかけは？

前職で長く社労士業務に携わり、従業員の福利厚生に広く関わりながら一方経営の主体である事業主の立場を慮らねばならない、「ヒト」について多様な関わりを持つ仕事である部分に遣り甲斐を感じておりました。今回転職に当たり、一生社会貢献していきたいという自身の今後の課題にも繋がる社労士という仕事に、これからは携わっていききたいと思い、縁があり入社させて頂くことになりました。



② これまでどのようなことをしてきましたか？

主に外資系の会社を中心に社労士業務全般に携わって参りました。特に近年の社会的課題である、解雇・休職等の人事の諸問題、時間管理に関する現場の問題解決のサポート等を多く経験してきました。会社経営者のコアへの集中を高める為に、雇用問題の軽減は必須であり、顧問社労士は外部機能としてそれらの問題に対応する役割を果たさなければならないという思いで仕事をして参りました。

③ 座右の銘

急がずに、だが休まずに。
困難のなかに、機会がある。

④ 最後に意気込みを！

1年間のブランクがありますので、知識の棚卸しとブラッシュアップの必要性を痛感しております。
早く当社で、皆さんのお役に立てる働き方ができるよう、過去の経験も活かしながら日々工夫していきたいと考えております。

釣川 麻由美 (社労士法人)

① 入社のきっかけは？

HPで見かけた「懐刀」と「働き方改革」という言葉に特に強く共感いたしました。総務というポジションで、より正確で効率のよい業務フローの構築や、働きやすい環境を整えるため、代表を始めスタッフの懐刀になりたいという思いで入社いたしました。



② これまでどのようなことをしてきましたか？

幅広く携わってきました。新車ディーラーの受付、イベントプロモーターのアシスタント、広告代理店での営業部アシスタント、イベント施設の広報部アシスタント等を経て、直近ではより多くの社員をサポートしたいと考え、人事総務業務に注力してきました。

③ 座右の銘

「人に優しく、地球に優しく、自分にも優しく」
特に、自分よりも年齢が若い方や、会社では社歴が浅い方にはより優しく接することを意識しています。人生経験をより多く積んだ側の役割の1つだと考えているからです。自分への戒めとしています。

④ 最後に意気込みを！

社労士メンバーが効率よくスムーズに業務を進められるよう、これまでの経験を活かして様々なアイデアを出し、形にしていきたいです。それがお客様へのサービス向上に必ず繋がると信じています。

角倉 佳保里 (税理士法人)

① 入社のきっかけは？

幅広い業務に携わることが出来ると思ったためです。幅広い業務に携わるにより専門性を高めることが出来、お客様のお役に立てるようになるのではないかと思います。入社を致しました。また職場の雰囲気や良さそうだった点も入社を決め手となりました。



② これまでどのようなことをしてきましたか？

大学卒業後は、銀行の窓口業務をしておりました。窓口業務を通じて、お客様と接するうちに、もっと深く、もっと長くお客様と接することができる仕事として税理士業務に興味をもち、税理士業界に携わるようになりました。前職の税理士法人では、アシスタントとして法人業務から資産税業務に携わっておりました。

③ 座右の銘

「日々改善・日々前進」
何事にも少しずつでも前進できるようにしたいと思っております。

④ 最後に意気込みを！

お客様から信頼していただけるよう、専門性を磨き、たゆめぬ努力を致しますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

石山 大助 (税理士法人)

① 入社のきっかけは？

前職の会計事務所においては、事業部が細分化されており、自分の担当顧客に相続が発生した場合などに、専門部署に丸投げしなくてはならなかったりして、若干歯がゆい思いをしておりました。当法人においては、自分の担当先に生じたことは、自分で責任を持って取り組むスタンスであることをお聞きして、入社を決めました。



② これまでどのようなことをしてきましたか？

会計事務所一筋で働いて参りました。

③ 座右の銘

七転び八起き

④ 最後に意気込みを！

自分では、若いつもりでおりましたが、当法人においては、おじさんグループに属する様です。若者の皆様には負けたくない様に頑張ります。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>



Facebook

税理士法人・社労士法人はFacebookにて最新情報をお届けしております。

お待ちしています♪

